発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　攻撃

# 長期で粘り強く闘う
## 実力行使を背景に撤回闘争

職場闘争こそ組合運動の基盤でありその闘争力会社はが全ての闘いを支える「力」である。だから職場闘争に激しい弾圧と攻撃をしかけてきているのである。いま会社が三池の職場闘争を露骨に弾圧しているとき、同じ三井系資本の王子製紙の仲間たちにも同様な職場闘争に対する攻撃が加えられている。そのことは職場闘争弾圧が資本家階級の私たち労働者に対する一貫した攻撃政策であることをおしえるものである。

会社はわれわれに保安を無視した生産を強要し「賃下げ」と「首切り」を押しつけてきたし、さらに「職場秩序の確立」をはかろうとしている。その背景は資本家たちがソ連・中国をはじめとする社会主義諸国の偉大な発展と、宿命的な自らの持つ矛盾によつて繁栄をとざされ、世界の流れに孤立しながらも「戦争への道」をたどることで、その活路を見出そうとしているところにあり、そのための諸反動政策の焦点である「日米安全保障条約改訂」を生産点でのわれわれに対する攻撃と関連したものとしてうけとめるとき、この「不当解雇」をハネ返す闘いの階級的な意義が実感として理解されるのである。

組合員に守られて就労する

## 職場闘争の弾圧

二十日労働会館でひらかれた中央委員会で、選藤分会長にたいする「不当解雇」は、単なる個人の「業務阻害」などとは本質的に異なり、「組合活動」をめぐる解雇問題であり、職場闘争をめぐるきわめて重要な闘いであるという立場にたつて次のような闘争方針を決定し、「不当解雇」撤回まで断固闘う決意をかためた。

事実関係と対立点から判断し、この闘いはたんなる個人の「業務阻害」などとは本質的に異なり、いわゆる「組合活動」をめぐる解雇問題であり、職場闘争についての極めて重要な係争といわねばならない。

### 情勢分析

日経連は、いわゆる職場闘争について異常な弾圧的態度をもつて臨んでいるが、昨秋の日経連臨時総会（昭三三・一〇・一七）における前田専務理事の発言（日経連タイムス、昭三三・一〇・二三付から）を要約すると「革命の子、職場闘争」という見出しで

㋑ 総評が組織綱領に職場闘争を取り上げていることは非常に問題である。

㋺ 職場闘争によつて、たくさんの要求が積み重ねられ職場で紛議の状態が継続する。

㋩ 職場闘争によつて職制をつるし上げ「職制は怖いものではない」という観念を大衆に植えつけようとしている。

㋥ 職場活動家を各職場に配置し職場闘争の主軸としており、これは革命の母体をつくり上げる戦術の一つと解せられる。

㋭ 炭労、私鉄など総評傘下の多くの組合がこの指令を忠実に受け入れており、もうすでにある企業では一職場で千件余の要求が突きつけられ、職制は日夜奔命に疲れている。

㋬ 労資関係の中で、この職場闘争の混乱状態がどの程度ひろがり、どの程度の力で経営者を悩ますかが問題である。

とあるが、次いで今春の日経連定時総会（昭三四・四・一六）でも同じく前田専務理事は

㋑ 経営者は日本資本主義の将来のために決意を固めよ。

㋺ 労働組合は、勢力主義の闘争をやめ、経済の実情をみて地道な闘争に切り替えよ。

㋩ さい近、社会主義経済の優位性が唱えられ、東西の対立激化とともに、あちこちで「資本主義か社会主義か」の論議が起つている。

㋥ 炭労は会社がつぶれても炭鉱は残るといつているが、企業は労資の運命共同体であり、労資間のこのような思想の対立があるのは過憐である。

㋭ 王子ストは第一組合が職場闘争に方針を切り替えたが、経営者としては、ゆずるべからざることはあくまでゆずらぬという断固たる態度をとることが問題解決のカギである。

と述べている。

要するに「職場闘争」についてはこのように総資本の立場からのつよい意図があり、情勢を要約すると次のとおりである。

第一に　会社は組合側の多少の抵抗を覚悟し、挑発さえ考えている。

第二に　しかも、マス・コミを十分にかけて職場闘争の不当性を世論に訴えている。

第三に　法律的な検討も行い、法廷闘争を予期してもいよう。

第四に　次々とつづく、職場闘争を思想的に捕えて警戒し、弾圧しようとしている。

第五に　「職場秩序の確立」をあくまで強行しようとしている。

### 闘争方針

このような情勢を十分考慮して、つぎのような方針で闘争推進を図る。

㋑ 基本的な闘争態勢

本闘争が組合活動にたいする露骨な弾圧であることの本質をはつきり知る以上、まさに非妥協の闘いであることを全組織をあげて認識するものであるが、その撤回を貫徹するためには、あえて会社側および日経連などの企図を軽視せず、性急な短期決戦を排して、長期に構え、ねばりづよくあらゆる戦術をもつて闘いぬくことを三池自体が決意し、しかも、本闘争の階級的な意義を正しく把握した統一闘争の展開に全力をあげる。したがつて三鉱連、炭労の正式機関に報告し、統一闘争の推進を図る。

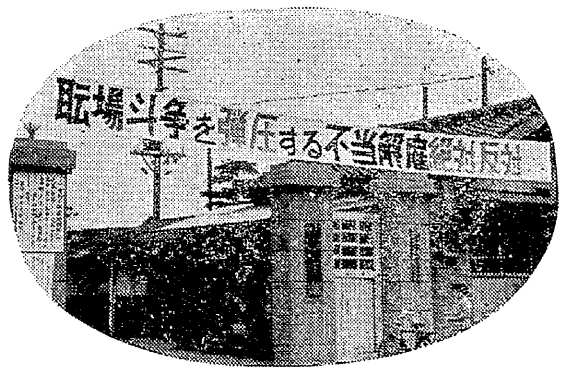


しかし、三池自体の決意と態勢が何よりも強固であることが絶対要件であることから、四月二十五日ごろの「三権」の無記名投票集約後、早急に第一波実力行使を三池自体で敢行し、本格闘争のスタートをきり、不退転の決意を内外に表明する（第二波以降はその後の諸情勢を分析のうえで戦術効果を考慮しつつその推移をみて実施する）そのため組織の内外にわたり徹底的な大衆討議を展開する。

㋺ 具体的な措置

第一　教宣活動を確立し、三池労組内部での交流情宣を実施し、さらに対外的にも三鉱連本部・九・北各山および炭労本部・傘下各山にオルグを派遣してこの闘いの実状を伝達し、五月中旬の三鉱連大会ならびに六月の炭労大会で統一闘争態勢の確立を図るよう努める。

第二　統一闘争につつまれた三池の独走をあくまで推進する態勢を堅持しつつ、一方では「解雇」は「不当」であるという立場をつよく表明するため諫山、佐伯両弁護士を弁護団に選び、「解雇無効の仮処分」を申請する。

第三　係争中、最悪の場合は、本人を三川支部に配置するが、分会長の役職はとかずに継続させる。

第四　本人にたいする救済規程の適用についてはつぎのとおりとする。

㋑ 選藤氏は組合活動の結果としての犠牲を受けている。よつて規程第二条および第四条第二項（組合運動の犠牲救済と犠牲の中の被解雇の項）を適用する。

㋺ 不当な解雇通知がなされているが、当面は第六条第一項（係争中の給与補償と裁判に要する費用を組合が負担すること）を適用する。

㋩ 本件は、炭労救済規程第二条第六項（組合運動に起因する解雇または懲戒）に該当し、第八条（原職復帰に要する費用の負担、原職復帰までの給与の支給、休業補償など）を適用されるものと考える。

この決定にもとづいて二十三日、灰原書記長と北岡次長が東京と北海道にオルグとして出発した。また二十五日には各支部一斉にストライキ。

なお、組合は二十二日福岡地裁に「解雇無効仮処分申請」をおこなつた。会社側も二十二日大牟田地裁に「選藤分会長の立入禁止の仮処分申請」をおこなつており、現在審理中であるが、選藤分会長は組合指示にもとづいて平常通り就労している。

## 不当解雇をはね返せと三川鉱正門に掲げた横断幕

福岡県知事選挙は、平和を愛し汚職を追放しようとする県民の力によつて自民党の土屋候補をたおし働く者の代表、う崎候補の当選を闘いとつた。また、福岡・熊本両県の県会議員選挙でもわれわれの代表の当選を闘いとることができた。

これは、こんどの地方選挙のもつ階級的な意義の大きさと、その政治的な背景のきびしさに組合員とその家族を中心にした働く者のするどい「眼」がむけられたからであろう。

いま、自民党と岸政府は歴史の流れに逆行し、戦争屋アメリカとの結託をつよめ、あくまで「戦争への道」をすすみ、首切りと賃下げ、貧乏と失業をおしつけ労働者の生活の破メツによつて、資本主義の繁栄を維持しようとしている。その焦点が「日米安全保障条約改訂」として全国民の反目をあびている。

しかし、この日本の未来を左右する重大な情勢にたいする、われわれを含む国民の関心は十分だとはいえない。その原因には皇太子ブームまでつくりあげて、意識的に政治の焦点から眼をそらそうとしている敵の宣伝もあるだろうが、政治に対する関心をたかめ、きわめて重大なわれわれをとりまく容易ならない情勢を正しく把握し、敵の政策との対決をあきらかにして、残された地方選挙、参議選にのぞまねばならない。

×　×

第三十回メーデーが近まつた。

この日は、さきにのべたきびしい情勢の中で日本の労働者が全世界の労働者と固く手をむすび貧乏と失業、戦争に反対して闘う「たくましい統一の日」です

このメーデーを前にして、われわれは「安保改訂」を中心とする一連の戦争政策と「職場闘争弾圧」をネラう資本家の攻撃をみつめ、すべての敵の攻撃を反撃していく、具体的な方向をあきらかにし、前進の基礎を固めなければならない。

## 前進
## 平和闘争の勝利を

## 最高点で全員当選
### 見事発揮した組織の力

県知事、県議選は圧倒的な勝利のうちに、われらの組織代表たちが当選を勝ちとつた。

県知事には崎多一、県議に浦川、酒井の公認推薦候補を立て、闘いをすすめる一方、大地評公認として小宮、川口の両候補が駒をすすめて激しい闘いをおこなつてきたう崎が土屋が、雪辱が敗北が全国的な注視の的となつていた県知事選は県下での保守、革新が全くガツプリ組んだ四つ相撲であつた。汚職県政打倒の声は、保守の地盤である農村地帯でも素直に受入れられ、即日開票の結果、郡部と一部の市部ではやくも五万票と大きな差をつけてリード、いど都市部の開票とともにぐんぐんと圧倒的な得票で、土屋候補の追従を許さず、終始圧倒的な勝利のうちに快勝した。当初の予想であつた、僅少の差で勝利かとの巨論をみごとにくつがえし約二十五万票と大きな差をつけて当選した。

一方、県議選では即日開票の荒尾地区では、酒井候補がぐんぐんと予想どおり二候補をリード、最高点一一・四八〇票と前回より二・一〇一票伸んで優々と当選した。福岡県議は浦川候補が予期通り着々と得票、これまた最高点一九・四三二票と楽勝、前回得票より三・五九五票上回つた。

これとならんで大地評公認の小宮川口候補も組織票に物をいわせて確実に得票し川口一三・〇八二票（一一・八七二票）、小宮一八・一八〇票（一二・二一四票）と全員当選した。

市町村議選もすぐ後に控えており この選挙の余力をかつて全員当選を勝ちとらねばならない。

なお、炭労では県議に二十八名公認しているが、うち二名が落選、二十六名が当選した。

## 実力行使を決定
### 職反闘争で指令を発す

選藤分会長不当解雇に対する無記名投票は二十五日に行われた結果投票数一四・〇九一賛成一一・三八三反対二・四九四白紙一五〇無効六四でスト権を確立した。

この結果、職反闘争指令第一号がつぎのように指令された。

【指令】不当解雇反対のための第一次行動として次の通り指令する

(1)四月二十八日＝入昇坑時、若しくは休憩時間を利用して抗議大会を開き、会社に抗議せよ。

五月二日＝一時間五十分の時限ストライキ。

五月八日＝各方二十四時間スト。

(2)保安要員は各支部毎に協議せよ

(3)第二次行動以降は追つて指令する。(4)その他具体的事項は支部闘争委員長の指示に従え。

## 闘争日誌

4・20　中央委員会ー「不当解雇反対闘争」方針を決定。

21　選藤分会長就労についての会社からの申入れにたいし組合から意志表示
組合「選藤分会長の解雇無効の仮処分」を福岡地裁に申請。
会社「選藤分会長の立入禁止の仮処分」を大牟田地裁に申請。

23　都道府県会議員選挙。
「不当解雇反対闘争」オルグ（東京・灰原書記長ー北海道・北岡次長）出発。
大牟田地裁で選藤分会長の立入禁止に関する会社側の仮処分申請に伴う組合の事情聴取。

24　福岡県知事にう崎、福岡県議に浦川候補、熊本県議に酒井候補それぞれ当選。

25　メーデー--前夜祭。
三権集約無記名投票（三権を確立）